平成 25 年度厚生労働科学研究費補助金(厚生労働科学特別研究事業) 分担研究報告書

自殺防止に関する法的対応の検討

研究分担者 川端 博 明治大学法科大学院

研究要旨

【目的】自殺防止に関する法的対応の課題を明らかにする。

【方法】自殺立法の現状と分析、これまでの法制度の問題点などの抽出。

【結論】自殺対策と法教育の充実、自殺の遠因の探求と法的措置、相談窓口の拡大などの法律が 実効性を持つための提言を行った。

A.目的

本研究では、自殺対策基本法やこれまでの 法制度の分析を通じて、自殺防止に関して今 後必要な法的対応を明らかにする。

B.С. 方法と考察

自殺対策基本法の周知徹底と 施策実現

近時、自殺予防が重大な社会問題となるに至っている(澤田康幸・上田路子・松林哲也『自殺のない社会』[2013年]3-5頁、15頁以下)。そこで、自殺予防を直接、目的とする法制度の整備が喫緊の課題として浮上してきた。それを推進する市民運動も展開され、自殺予防に関する立法が要請されるようになってきたのである。それを受けて「自殺対策基本法」(平成18年法律第85号)が制定され、自殺予防と法制度は新たな段階を迎えたといえる(自殺対策基本法の制定の経緯や運用の実態については、澤田・上田・松林・前掲書162頁以下参照)。

本法は、その名称からも分かるとおり、「基本法」の形で制定されている。「基本法の一般的内容は、特定分野の施策の理念・基本的事項や国・地方公共団体等の関係者の責務を宣言するにとどまるものが多く、理念は、法律本則中のみならず、前文を付して詳細に述べられるものが相当ある」とされる(大森政輔

「内閣立法と議員立法」大森政輔・鎌田薫編 『立法学講義』[2006年]50-51頁)。 本法に おいては理念は、法律本則中に規定されてい る。基本法が議員立法によることが多い理由 は、次の点にあるとされる。すなわち、「処理 すべき懸案の山積する今日、この種の立法の うち、行政施策の遂行上不可欠とまではいえ ないものについては、行政府の手が回りきら ない面があり、内閣提出に至らないことが多 い。この間隙を埋めるものとして、国会によ る行政監督ともいうべき権能の行使の一手法 として、特定の行政分野に関する基本法が議 員立法によって相次いで制定された」という のである (大森・前掲 51 頁), 「国会による 行政監督ともいうべき権能」は、民主主義の 観点からは、きわめて重要な意義を有する。 なぜならば、国民主権の下における主権者た る国民の意思を反映する国権の最高機関たる 国会が、行政機関の施策の実施・遂行などを 監視・督促することによって、民意に即した 実践が可能となるからである。自殺防止の施 策に関しても、その権能の重要性は高いので あり、本基本法の規定の中にもその権能を実 現する制度が盛り込まれている。

「自殺対策基本法」は、3 章から構成されている。すなわち、第1章総則(第1条から第10条まで) 第2章基本的施策(第11条から第19条まで)第3章自殺総合対策会議(第20条から第21条まで)から成る。自殺

対策基本法は、本法の目的を第1条において、 「この法律は、近年、我が国において自殺に よる死亡者数が高い水準で推移していること にかんがみ、自殺対策に関し、基本理念を定 め、及び国、他方公共団体等の責務を明らか にするとともに、自殺対策の基本となる事項 を定めること等により、自殺対策を総合的に 推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺 者の親族等に対する支援の充実を図り、もっ て国民が健康で生きがいを持って暮らすこと のできる社会の実現に寄与することを目的と する」と規定している。これは、「基本理念」 を明確に定め、「国、地方公共団体等の支援」 を明らかにし、「自殺対策の基本となる事項を 定めること」などによって、「自殺対策を総合 的に推進」して、「自殺の防止を図り」、「自殺 者の親族等に対する支援の充実を図」ること を目的として掲げるものである。本法がこの ような総合的施策を明示したことの意義はき わめて大きい。なぜならば、社会問題として 重視されるようになってきた自殺対策につい て、実定法化されその実現が法的に保障され たことになるからである。

本法第 2 条は、「基本理念」として、次のように規定している。すなわち、「自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみとらえられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

- 2 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原 因及び背景を有するものであることを踏まえ、 単に精神保健的観点からのみならず、自殺の 実態に即して実施されるようにしなければな らない。
- 3 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。
- 4 自殺対策は、国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校、自殺の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係する者の相

互の密接な連携の下に実施されなければなら ない。」とされているのである。

まず第1項において、自殺が個人的な問題 としてのみ捉えられるべきものではなくて、 「社会的な要因」をも考慮に入れて、自殺対 策が「社会的な取組」として実施されるべき ことが要求されている。自殺が個人的問題に とどまらず社会的要因を包含する社会的問題 であることを看過することなく、適切に自殺 対策が講じられるべきことを明らかにしてい る点は、きわめて重要である。第2項におい ては、自殺対策は、「単に精神保健的観点」か らだけではなくて、「自殺の実態に即して」実 施されるべきことが要求されている。「自殺の 実態」を無視した施策は、実際上、無意味で ある。自殺対策は、自殺の実態に即して実施 されてはじめて、その実効性を確保できるの である。第3項において、自殺対策は、 殺の事前予防、 自殺発生の危機への対応、

自殺が発生した後または自殺未遂後の事後 対応の各段階に応じた「効果的な施策」とし て実施されるべきであるとされる。自殺には、 行為時、 自殺行為前、 行為後の3つの 段階がある。自殺対策も、それぞれの段階に 応じた 事前対応、 自殺発生の危機への対 応及び 事後対応が必要となる。その際、各 段階にとって最も有効適切な施策が実施され なければならない。本項は、そのことを明ら かにしたものである。そして第4項は、自殺 対策が、国、地方公共団体などの関係する者 の「相互の密接な連携の下に」実施されるべ きことを要求している。自殺対策は、多数の 機関が関与してなされるが、いわゆる縦割行 政によりそれぞれ管轄が異なるため、バラバ ラに実施されるおそれがある。それがバラバ ラに実施されると、実効性が損なわれる。そ こで、各機関の相互密接な連携が要請される のである。

第3条は、「国の責務」として、「国は、前条の基本理念(次条において『基本理念』という。)にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。」と規定して

いる。これは、自殺対策の総合的策定とその 実施を国の「責務」として明定し、国の取組 みを義務づけるものである。

第4条は、「地方公共団体の責務」として、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、自 般対策について、国と協力しつつ、当該地域 の状況に応じた施策を策定し、及び実施する 責務を有する。」と規定している。これは、地 方公共団体に、自殺対策について 国との協 力義務および 当該地域の状況に応じた施策 の策定・実施義務を課するものである。これ によって地域の特性に対応した肌理の細かい 対策が要求されることになる。

第5条は、「事業主の責務」として、「事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」と規定している。5条及び6条は、国及び地方公共団体と同様、条文の見出しは、事業主の「責務」及び国民の「責務」となっているが、本文は「~よう努めるものとする」と表現されている。これは、努力目標を提示するものといえる。5条は、事業主が国及び地方公共団体の自殺対策への協力、雇用労働者の「心の健康の保持を図るための必要な措置」を講ずるように努めることを要請するものである。

第6条は、「国民の責務」として、「国民は、 自殺対策の重要性に対する関心と理解を深め るよう努めるものとする。」と規定している。 これは、国民に対して、「自殺対策の重要性」 に対する「関心と理解を深める」ことを要請 するものである。

第7条は、「名誉及び生活の平穏への配慮」に関して「自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。」と規定している。自殺の原因等については複雑な要因があり、自殺者・自殺未遂者・その親族等のプライバシーに深く関わっている。自殺対策の実施に

際して、これらの者の名誉・プライバシーなどが不当に侵害されてはならない。本条は、このことを明言している。

第8条は、政府による「施策の大綱」の決定について、「政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱を定めなければならない。」と規定している。これは、政府が推進すべき「自殺対策の指針」としての「基本的かつ総合的な自殺対策の大綱」の決定を政府に対して義務づけるものである。政府が決定した「自殺対策の大綱」を指針にして自殺対策が有効適切に実施されることが望まれる。

第9条は、「法制上の措置等」について、「政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。」と規定している。これは、本法の目的を達成するために必要な「法制上又は財政上の措置その他の措置」を講ずべき義務を政府に課するものである。法制上の措置及び財政上の措置は、自殺対策にとって非常に重要であるから、本条に特に例示されている。

第 10 条は、国会に対する政府の「年次報告」に関して、「政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概要及び政府が講じた自殺対策の実施の状況に関する報告書を提出しなければならない。」と規定している。これは、毎年、「自殺の概要」と政府が講じた「自殺対策の実施状況」に関する「報告書」を国会に提出すべき義務を定めたものである。当該「報告書」の審査は、「国令による行政監督」権能の行使であるから、厳密になされるべきである。

第 11 条は、基本的施策の1つとして、国 及び地方公共団体による「調査研究の推進等」 ついて、「国及び地方公共団体は、自殺の防止 等に関し、調査研究を推進し、並びに情報の 収集、整理、分析及び提供を行うものとする。 2 国は、前項の施策の効果的かつ効率的な 実施に資するための体制の整備を行うものと する。」と規定している。これは、国及び地方 公共団体に対して、自殺予防に関して、 調査研究の推進、 情報の収集・整理・分析及び提供を行うことを要求するものである。そして、国に対しては、これらの施策の効果的かつ効率的な実施に資するための体制整備を要求している。

第12条は、国及び公共団体に対して、「国 民の理解の増進」のために、「国及び地方公共 団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自 殺の防止等に関する国民の理解を深めるよう 必要な施策を講ずるものとする。」と規定して いる。これは、教育活動や広報活動などによって自殺の防止等に関する国民の理解を深め させ、国民規模による自殺防止等を図るため の施策を要求するものである。

第13条は、「人材の確保等」について、「国及び地方公共団体は、自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。」と規定している。自殺の防止等の充実に当たっては、優秀な人材が必要であり、人材の確保・養成・資質の向上が必要不可欠であるから、そのための施策が要請されるのである。

第14条は、「心の健康の保持に係る体制の整備」について、「国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。」と規定して、国民の心の健康の保持に係る体制の整備に必要な施策を講ずべきことを要求している。その内容は抽象的であるが、より具体化していく必要があるといえる。

第15条は、「医療提供体制の整備」に関して、「国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師(以下この条において「精神科医」という。)の診察を受けやすい環境の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、

救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。」 と規定している。これは、自殺のおそれのある者に精神科医の診療を受けやすくするなど の施策を国及び地方公共団体に要求するものである。

第16条は、「自殺発生回避のための体制の整備等」について、「国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。」と規定している。ここにおいては、自殺をする危険性の高い者の早期発見・自殺発生の回避のための施策を講ずることが国及び地方公共団体に義務づけられている。

第17条は、「自殺未遂者に対する支援」に関して、「国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者に対する適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。」と規定している。自殺未遂者は、精神的に重大なショックを受けており、再度自殺を行うことを防止するための支援はきわめて重要であり、そのための適切な施策が要求されるのである。

第18条は、「自殺者の親族等に対する支援」について、「国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等に対する適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。」と規定している。自殺者・自殺未遂者の親族等は精神的に重大なショックを受けていることが多いので、深刻な心理的影響を緩和するためのケアが必要である。そのための施策が要求されることになり、本条はそのことを明らかにしている。

第19条は、「民間団体の活動に対する支援」について、「国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止等に関する活動を支援するために必要な施策を講ずるものとする。」と規定している。これは、国及び地方公共団体

に民間団体に対する支援を要求するものである。

第3章は、組織に関する規定から成り、「自 殺総合対策会議」の設置と所掌事務や組織が 規定されている。これらについては、条文上、 明白であるから、格別コメントの必要はない。

2. 自殺と法制度

従来、わが国の法制度は、自殺予防に関して何ら規定して来なかった。わずかに刑法が自殺関与罪を規定していたにとどまるのである。すなわち、刑法 202 条は、「人を教唆し若しくは幇助して自殺させ、又は人をその嘱託を受け若しくはその承諾を得て殺した者は、6月以上7年以下の懲役または禁錮に処する」と規定しているのである。本条の前段が自殺関与罪の規定であり、後段は同意殺人罪の規定である。自殺関与罪は、他人に自殺することを「教唆」する行為と自殺を決意している他人が自殺することを「幇助」する行為を処罰するものである。

かつて欧米においては、自殺は宗教上の理 由から「罪」とされ実定法である刑法上も「犯 罪」とされたことがある。わが国は、西欧法 を継受するに当たって、自殺自体を犯罪とす ることなく、自殺に関与する行為を犯罪とし て規定したのである。すなわち、旧刑法は、 「自殺二関スル罪」として第320条において 「人ヲ教唆シテ自殺セシメ又ハ嘱託ヲ受ケテ 自殺ノ為メニ手ヲ下シタル者八6月以上3年 以下ノ軽禁錮ニ処シ10円以上50円以下ノ罰 金ヲ附加ス其他自殺ノ補助ヲ為シタル者ハー 等ヲ減ス」と規定し、第321条において「自 己ノ利ヲ図リ人ヲ教唆シテ自殺セシメタル者 八重懲役二処ス」と規定したのである。自殺 関与罪の規定は、自殺行為それ自体を防止す るために設けられたものではない。つまり、 自殺予防を直接、目的としているわけではな いのである。これは、他人の「自殺」行為に 関与する行為を処罰することによって、「間接 的に」自殺を抑止する機能を有するものであ

る。したがって、その限度でこれからも自殺 予防に対して、一定の意義を有することにな る。その意味において、自殺関与罪の固有の 問題点を検討しておくことは、有益であるの で、刑法解釈論上の問題について述べておく ことにする。

わが国の刑法上、自殺は犯罪ではなく、不 可罰とされている。自殺を不可罰とする理由 に関して、学説は、次のように分かれている。 自殺者は自己の生命に対する処 すなわち、 分権を有するから、自殺は違法でないとする 違法性阻却・放任行為説、 自殺は違法であ るが、可罰的違法性が阻却されるとする可罰 的違法性阻却説、 自殺は違法であるが、期 待可能性が欠けるので責任が阻却されるとす る責任阻却説が、主張されている。 説は、自殺を違法とするが、自殺を違法と する根拠につき、2つの学説がある。第1説 は、生命に関する罪は、個人の生命を保護法 益とするだけでなく、国家的・社会的法益を も同時に法益とするので、個人は自己の生命 に対する処分権を有しないとする。第2説は、 生命についてはそれを処分する自己決定権を 有しないので、違法であるとする。

自殺の不可罰性の根拠について、次のように解するのが妥当である。すなわち、生命に対する罪が、同時に超個人的法益をも保護しているとする論拠は、他殺のばあいについては不要であり、自殺の不可罰根拠を説明するために一般論としてこれを展開するのは本末転倒である。また、生命は、自己決定権の基礎をなすものであり、その基礎はいかなるはあいにも自ら処分できない至高の価値をもつとするのであれば、その刑罰による保護をも根拠づけることになるはずである。生命の放棄についても、自己決定権がまったく否定されるわけではない。自殺は、自己の法益の処分行為であるから違法でないと解すべきである。

生命はあらゆる価値の根源であるから、その生命の処分である自殺が本人の意思に基づいていても、他人が自殺に関与することは生

命の保護にとって有害であるとして、刑法は それを違法としているのである。

前述のとおり、自殺自体は犯罪でないので、 刑法上、狭義の共犯(教唆犯・幇助犯)は正 犯の存在を前提とすると解する判例・通説の 立場(共犯従属性説)の見地からは、自殺の「教 唆」または「幇助」は、刑法総則における「共 犯」として把握することはできず、独立の犯 罪類型として捉えられなければならないこと になる。自殺が不可罰であるにもかかわらず、 自殺関与行為が処罰される根拠及び法定刑が 軽減されていることの根拠の問題については、 違法性阻却説によれば、自殺は適法であるか ら、これに関与する行為も不可罰とするのが 理論的に一貫しているといえる。しかし、生 命という重大な法益の自己処分については、 刑法がパターナリズムの見地から介入し他人 の関与を排除することには十分な合理性があ る。さらに、自殺防止という社会的観点から も、自殺関与行為を処罰することによって自 殺の防止に役立つ合理性がみとめられること になる。そして普通殺人罪の法定刑よりも法 定刑が軽減されている理由は、被害者の同意 による法益性の減少に求められる。

自殺関与罪の行為は、教唆または幇助して 自殺させることである。「教唆」とは、自殺の 意思のない者に、故意に基づいて自殺の意思 を生じさせ、自殺を行わせることをいう。そ の方法の如何を問わない。明示的方法だけで なく、暗示的方法でもよい。妻の不貞を邪推 した夫が、妻の自殺を予見しながら、これに 対して直接・間接の暴行・脅迫を繰り返した 結果、ついに妻が自殺したばあいには、自殺 教唆罪が成立する(広島高判昭 29・6・30 高 刑集7巻6号944頁)。

「幇助」とは、すでに自殺を決意している者に対して、自殺行為に援助を与えて自殺を容易に遂行させることをいう。たとえば、自殺の方法を教えたり、自殺の用具を提供したりする行為が幇助に当たる。死後、家族の面倒をみてやるというような精神的幇助もこれに含まれる。合意に基づく同死、すなわち「心

中」の1人が生き残ったばあいについて、自 殺幇助罪が成立する(大判大15・12・3 刑集 5巻558頁)。偽装心中についても、教唆の方 法・手段は、自殺の意思を起こさせるに足り るものであればよいので、本罪の成否が問題 となる。それが意思決定の自由を奪う程度の 方法・手段であるばあいには、殺人罪の間接 正犯となる。

なお、自殺と殺人とがどのような関係にあるのか、という問題は、古くから多くの犯罪学者によって研究されてきているが、いまだ結論が出ていないとされる(影山任佐『テキストブック殺人学・プロファイリングの基礎』[1999年]39頁)。殺人が自殺と結び付くよく知られた例として「母子無理心中」があり、特にうつ状態で母親が自殺を決意し、愛する子供を道連れに無理心中を図る例が少なくない(影山・前掲書41頁)。いわゆる「一家心中」も無理心中にほかならず、殺人と自殺が結びついている。

前述のように自殺関与罪は、刑法上、規定 されているが、判例としてはその数は多くな い。おそらく刑事事件として立件される例が 必ずしも多くないためであると考えられる。 しかし、自殺予防の観点からは、今後、積極 的に立件し判例が積み重ねられていくように することが望まれる。その意味において、最 近、警視庁が自殺教唆の疑いで大学生を逮捕 したのは注目に値する。その事案は、男子学 生が交際中の女子学生に携帯電話の無料通話 アプリ「LINE」を使って、「お願いだから 死んでくれ」、「手首切るより飛び降りれば死 ねるじゃん」とメール数通を送信し、その女 子学生をマンションから飛び降り自殺させた 疑いにより自殺教唆容疑で逮捕されたという ものである(2014年2月21日付「朝日新聞」・ 「読売新聞」夕刊東京版)。

刑法上の問題が自殺の遠因となる場合がある。すなわち、「いじめ」問題が自殺の遠因となると解される場合に、その「いじめ」行為自体が刑法上の犯罪を構成することが多いのである。社会問題としていじめが取り上げら

れるが、しかし、その実体の中核が「犯罪行為」である場合には、刑事事件として処理する必要がある。つまり、刑事事件として立件することによって、その行為が許されない犯罪行為であることを社会的に広く知らしめる必要性が存在するのである。その場合に問題となる犯罪類型として、暴行罪、傷害罪、恐喝罪、強盗傷人罪、強要罪やネット使用による名誉棄損罪・侮辱罪等がある。これらの罪についても積極的な立件によって自殺予防の効果の実現を図るべきである。

D.結論

3. 自殺対策と法教育の充実

いかに優れた法律があっても、それが市民 に理解され支持を得るものでなければ、遵守 されず実効性を有しないものとなる。したが って、法律が実効性を持つためには、その理 念・内容が市民に周知される必要がある。そ こで、日常生活においてその法律が有する意 義や機能等に関する一定の教育が必要となる。 学校教育において、近時、重視されているの が、「法教育」である。国際的観点から見ても、 わが国の義務教育の普及及びその内容の充実 は優れていると解されている。その義務教育 における社会科の内容の一環として自殺に関 する社会的意義について触れていくようにす ることが重要な意義を有することになる。前 述のとおり、自殺防止に関して「自殺対策基 本法」が存在するが、その理念や内容、さら に自殺に関する社会的意義等については、法 教育において充実した授業を実施することが 望まれる。

4. 自殺の遠因の探求と法的措置

自殺の原因については、社会科学や自然科学の諸分野から研究が深められているところである。それによって原因の究明が進展しており、その除去が自殺防止となっている。直接の原因とはされていないが、法律問題が遠

因となっている場合が少なくない。自殺防止にとってその遠因の解消は重要である。そこで、その法律問題を明らかにするように努める必要がある。

民事関係の法律問題を苦にして自殺に至る 場合が少なくない。例えば、多重債務を抱え た者が苛烈な債務取立てに精神的に追い詰め られて自殺せざるを得なくなることがある。 この場合、弁護士による法的な支援があった とすれば、法的に救済されて自殺に至らなかったであろうと考えられる事案も存在するの である。現在、日本弁護士会において、法律 相談等から自殺の遠因となる法律問題を包含 する事案を解明して自殺予防に取り組んでいるようである。これは、全国の地方公共団体 においても、法律相談の窓口で取り扱う法律 問題について自殺防止の観点から取り組むべ きことを検討する必要があるといえる。

5.相談窓口の拡大と周知徹底

前述のとおり、法律問題が自殺の遠因となることがある。そのような自殺の遠因となっている法律問題は、潜在的な場合が多く、役所や弁護士事務所・弁護士会等の相談窓口で顕在化することが多いので、相談窓口を各種機関において積極的に拡充する方策を進めて行く必要がある。さらにそういう窓口があり、どういう内容の相談が受けられるか等について、広報活動や法教育等において推進されるべきである。